

道の駅たかのす基本設計業務

公募型プロポーザル審査要領

北秋田市観光文化スポーツ部観光課

道の駅たかのす基本設計業務
公募型プロポーザル審査要領

1 目的

この要領は、道の駅たかのす基本設計業務の契約候補者を選定するため、企画提案者の審査方法を定めるものである。

2 審査対象者

審査は、次の事項をすべて満たす者を対象に行なう。

- (1) 別紙「道の駅たかのす基本設計業務公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に規定するプロポーザル参加資格に該当する者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要なすべての書類を提出した者
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した者

3 審査方法

- (1) 審査は、一次を書類による審査、二次をプレゼンテーションによる審査とし、一次審査による合計点数の上位 5 者程度を一次審査通過者として二次審査を実施する。
- (2) 一次審査及び二次審査は、本市職員及び外部学識経験者で構成する、道の駅たかのす基本設計業務公募型プロポーザル審査委員（以下「審査委員」という。）により構成される審査委員会で行う。
- (3) 一次審査にあたっては、提出された業務実績調書等の内容について審査委員が評価した点数の合計により審査する。
- (4) 二次審査にあたっては、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について審査委員が評価した点数の合計により審査する。
- (5) 審査の結果、合計点の最も高い提案者を契約候補者として選定する。合計点の最も高い提案書が 2 者以上あるときは、見積額が廉価である提案者を選定する。さらに見積額も同額であった場合は、審査委員の投票により 1 者を選定する。なお、一次審査の点数は含まないものとする。
- (6) 契約候補者が辞退した場合、または契約候補者がその資格を喪失した場合は、次点者を契約候補者として選定する。
- (7) プレゼンテーション時間は「準備 5 分程度、説明 15 分程度、質疑応答 20 分程度」とする。

4 審査基準

(1) 一次審査

提出された書類について、別添 1「道の駅たかのす基本設計業務 契約候補者選定に係る評価基準」の（1）に掲げる評価項目及び評価基準に従い審査する。

(2) 二次審査

審査委員は提出された各企画提案書に基づくプレゼンテーションの内容について、別添 1「道の駅たかのす基本設計業務 契約候補者選定に係る評価基準」の（2）に掲げ

る評価項目及び評価の基準に従い評価を行う。

5 最低基準点

契約候補者への業務発注が、効果的なものとなるか否かの判断のため、最低基準点を設ける。

- (1) 最低基準点は、総得点の満点の6割とする。
- (2) 最低基準点を下回る企画提案事業者については、契約候補者としない。

別添 1

道の駅たかのす基本設計業務
契約候補者選定に係る評価基準

(1) 一次審査

No.	評価項目	主な評価の視点	得点	加重倍率
1	業務実績	・過去 10 年間に、地方公共団体が発注した、道の駅の新築または増改築における「基本計画策定業務」受注件数	1/件	独創性に 応じた 倍率
		・過去 10 年間に、地方公共団体が発注した、道の駅の新築または増改築における「基本設計業務」受注件数	1/件	
		・過去 10 年間に、地方公共団体が発注した、400㎡以上の屋内子育て応援施設の新築または増改築における「基本計画策定業務」受注件数	1/件	
		・過去 10 年間に、地方公共団体が発注した、400㎡以上の屋内子育て応援施設の新築または増改築における「基本設計業務」受注件数	1/件	
合計			—	

- ※ 業務実績は、道の駅及び屋内子育て応援施設の合計 5 件を上限とする。
- ※ 屋内子育て応援施設は、「子どもとその保護者が安心して過ごせ、屋内での遊び場や交流の場を提供する施設」を想定しており、幼稚園や保育園等を除く。
- ※ 他社と比較して独創性のある実績の評価に対し、受注件数の実績に以下の倍率を乗じた評価点とする。

基準	評価	倍率
独創性	非常に優れている	3.0
	優れている	2.0
	普通	1.0

(2) 二次審査

No.	評価項目	主な評価の視点	配点	加重倍率
1	目的・方針の妥当性	・業務仕様書に沿った内容となっているか。 ・視点や方向性が「道の駅たかのす基本計画」等との整合性がとれているか。	10	1.0
2	道の駅の整備について	・年齢や性別、障がいの有無などの多様性を尊重し、誰もが利用しやすい道の駅となる計画となっているか。 ・イニシャルコストに加え、運営者の動線の効率化や維持管理などのランニングコストを含めたライフサイクルコスト低減についての考え方が示されているか。 ・災害時における配慮が必要な避難者が、安心して避難できる避難所としての機能や工夫が示されているか。 ・北秋田市の気候や風土・周辺環境などを踏まえた具体的かつ説得力のある考え方が示されているか。	10	2.0

		・CO2 排出削減や廃棄物削減など、環境負荷低減に繋がる提案や、省エネルギーなど環境に配慮した提案について、的確性・創造性・実現性のあるものとなっているか。		
3	地域振興機能の強化について	・物産等販売施設やレストラン等の利用者が利用しやすい機能や工夫が示されているか。 ・物産販売や飲食店の事業者が管理運営しやすい工夫が示されているか。	10	2.0
4	子育て応援機能の強化について	・子どもや保護者がまた来館したいと思えるような場や仕組みが備えられているか。 ・子どもや保護者同士の交流が促進される優れた仕組みや機能が示されているか。 ・子育て応援施設は屋外緑地と一体的な意匠・空間となっているか。	10	2.0
5	民間事業者の参入意向調査について	・実現性の高い事業者を確保する上で、調査の際に留意すべき課題と、その課題への対応方針について、過去に行なった同種業務の事例等を用いた説得力のある提案となっているか。 ・調査結果を基本設計等に反映させるための具体的な分析方法等が示されているか。	10	2.0
6	業務推進体制について	・実施体制（人員体制）、財務、経営状況から履行能力が本業務の内容に見合ったものか。 ・業務実績について、そこで得た知見・ノウハウ・反省に対する説明があり、納得性の高い内容となっているか ・独自性の高い取組実績があり、本業務に活かすことが期待されるか。	10	1.0
合計			100	

※ 加重倍率は、評価の点数にその加重倍率を乗じて評価点（100 点満点）とする。

■評価基準

評価	得点
非常に優れている	10
優れている	8
普通	6
やや劣っている	4
劣っている	2